

三労発基0530第2号
令和5年5月30日

四日市コンテナ協力会社
災害防止協議会等連絡協議会長 殿

三重労働局長
(公印省略)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令
の施行について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第70号）【別添1】が、令和5年4月24日に公布され、別添2の施行通達に基づき、公布日から施行（一部規定については、令和6年1月1日から施行）されました。

つきましては、改正の趣旨等をご理解いただきますとともに、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する本改正内容の周知徹底等につきましてご協力を賜りますようお願い申し上げます。